

【 屋内施設編 】

社会体育施設利用における感染拡大予防ガイドライン

令和2年6月11日

1. はじめに

このガイドラインは、新型コロナウイルス感染拡大予防と体育施設再開の両立を進めるため、スポーツ庁が示した「社会体育施設の再開に向けた感染拡大防止ガイドライン」をもとに、町の体育施設の再開に向けた基本的考え方や留意事項などを定めるものとする。

なお、このガイドラインは、感染症の動向、対処方針等の改定を踏まえて、甘楽町新型コロナウイルス感染症対策本部により、適宜、見直しを行うものとする。

2. 感染防止の基本的な考え方

社会体育施設における感染防止対策の取り組みは、不特定多数が利用する施設で、利用者が互いの健康・生きがいを守ることで、町内及び社会全体の感染予防に繋がることを認識し、必要となる負担を考慮に入れながらも最大限の対策を講じるものとする。

3. 講じるべき具体的な対策

○利用者が日頃から注意すべき事項

- (1) 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせること（代表者が確認）
 - ・体調がよくない場合（例：発熱 37.5 度以上（又は平熱比 1.0 度超過）・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- (2) 日常生活においても人と接触する場合、外出する場合はマスクを着用すること
- (3) こまめなうがい・手洗いや手指消毒を徹底すること

○利用者が施設内で運動を行う際の注意事項

- (1) 十分な距離の確保
 - ・運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（※）を空けること（介助者や誘導者の必要な場合を除く）
 - ・位置取り：走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、

- 可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走するあるいは斜め後方に位置取ること
- ・強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空けること
 - ・マスクを持参すること（スポーツを行っていない際や会話をする時にはマスクを着用すること）

（※）感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当である

（2）換気をしっかり行うこと（窓・出入口の開放）

（※）使用時の開放により、終了後の戸締りを忘れないこと

- （3）うがい・手洗い、アルコール等による手指消毒を徹底すること
- （4）モップ掛けは使用前・後に行い、その都度使用したモップに消毒液を散布すること
- （5）施設で共有する箇所（ドアノブ、電気スイッチ、トイレ等）の接触後には各自で消毒を徹底すること
- （6）共有用具の出し入れの際には、接触前・後に各自で手洗いを徹底すること
- （7）入館時には上履きを履くこと
- （8）利用者が所有するスポーツ用具は利用時に持参することとし、体育館の用具室等に原則 団体・個人の用具・器具を置かないこと
- （9）体育館の更衣室については、原則 使用しないこと
- （10）トイレ使用の際には前後に手洗いを徹底し、蓋を閉めて流すこと
- （11）タオルの共用はしないこと
- （12）水分補給以外の飲食については、館内で行わないこと
また、飲みきれなかったスポーツドリンク等は持ち帰ること
- （13）利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- （14）施設利用前後のミーティング等においても、人との距離をとること
※（13）（14）観戦者・保護者も同様の対応とする
- （15）団体使用等においては、日々利用者の参加状況を把握すること
- （16）利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
- （17）感染拡大予防のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと